

04 保育の必要性の事由について

■ 保育の必要性とは

保護者のいずれもが下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当していることを「保育の必要性がある」といいます。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		補助対象期間
就労	就労（月48時間以上）をしている場合	就労している月
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後2か月 ※多胎妊娠の場合は14週間前からその後2か月
求職活動	求職活動を行っている場合	3か月
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で月48時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合	
育児休業 <small>☆「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。</small>	①育児休業の対象となる児童が、補助対象施設に在籍している場合	復職月に48時間以上就労している場合、復職月の直前1か月分
	②上のお子さんの育児休業からいったん復職し、上のお子さんが補助対象施設に入所した後、下のお子さんの出産・育児休業を取得する場合※	保護者が育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満3歳に達する年度の3月末日まで
	③上のお子さんの育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの出産・育児休業を取得した場合	上のお子さんの補助は下のお子さんの産前・産後休業中のみ。下のお子さんの補助は①が該当

※下のお子さんの産前・産後休業に入る前に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合に限ります。下のお子さんの産前・産後休業に入った後に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合は、下のお子さんの育児休業中は補助の対象とはなりません。